

宮 監 第 6 号
令和 4 年 6 月 6 日

一 宮 町 町 長
一 宮 町 議 会 議 長
一宮町教育委員会教育長 様
一宮町選挙委員会委員長
一宮町農業委員会会長

一宮町監査委員 森 田 善 宏
一宮町監査委員 小 安 博 之

定 例 監 査 報 告 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 項の規定による監査を一宮町監査基準（令和 2 年 4 月 1 日告示第 1 号）に基づき、下記のとおり実施しましたので、地方自治法第 199 条第 9 項及び一宮町監査基準第 14 条の規定により、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 実施年月日

令和 4 年 5 月 18 日・19 日・20 日

2. 実施場所

一宮町役場 4階 議員控室

3. 監査の目的

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 項の規定により、町の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、課等の組織、職員の配置、事務処理の手続き、行政運営など、事務が適正に行われているかについて、令和 4 年度の定例監査を実施しました。

4. 監査の対象

総務課・企画広報課・税務課・住民課・福祉健康課・子育て支援課（保育所含む）・都市環境課・産業観光課・会計課・教育課（小中学校及び各社会教育施設を含む）・議会事務局・農業委員会・選挙管理委員会の事務及び事業全般を対象として実施しました。

5. 監査の着眼点

監査にあたっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に基づいて適正に、最少の経費で最大の効果が得られるよう効率的に執行されているか、組織及び運営の合理化に努めているか、各事務事業は住民福祉の増進、サービス向上に努められているかなどに着目しながら、監査を実施しました。

6. 実施内容

事前に提出された監査資料に加え、各諸帳簿・台帳類等（出勤簿・服務整理簿・時間外勤務命令簿・文書整理簿・出張伺命令書・消耗品台帳・公印使用簿・宿日直台帳・夜間警備報告書・徴収日誌・保健師活動報告書・作業日誌・各施設管理日誌・備品台帳など）の照合を行い、内容を審査したほか、各所属長及び担当者より説明を聴取して実施いたしました。

7. 監査結果

今回の定例監査において、町の各事務及び事業は概ね適正に執行されているものと認められました。

なお、軽微な点については、各課の説明聴取の際に、その都度個別に口頭で対応させていただきました。

8. 意見等

各諸帳簿の審査において見受けられたことや、各課の説明聴取において感じたことについて、若干述べさせていただきます。

(1) 全体的事項

新年度予算について、各担当課とも限られた財源の中、工夫して予算計上されていきました。引き続き町の発展と町民福祉のため事業執行されることを望みます。

次に町で行っている様々な相談業務（法律相談、人権行政相談、悩みごと相談など）についてですが、中には利用（相談）がほとんどないというところもあります。悩んだ時にどこに相談したら良いのか、どんな相談ができるのか、町

民に伝わりにくいと感じます。広報に相談コーナーを設けるなど、情報を見やすくし、もっと活用してもらうための工夫をお願いします。

時間外勤務についてですが、一部の部署でかなりの時間外勤務があり、新型コロナウイルスの関係で事務量が増えたということでした。今回、新しい係を新設するなどの改善が見られましたが、この件に限らず健康管理の面からも常に職員一人ひとりの時間外勤務及び休暇の取得状況を頻繁にチェックしていただきたいと思えます。

また、伝票を検査した際、同じ業務にも関わらず課によって金額が違うことがありました。原因は業者の違いによるものでしたが、当初予算の編成時かそれ以外のどこかでチェックできるよう検討をお願いします。

(2) 各諸帳簿

各諸帳簿については概ね適正に処理されており、一部では電算化が進むなど様々な情報が見やすく整理されていました。しかし、一部の台帳で各課または各係で記入の仕方が違い統一性のない状況が見られました。事例では文書整理簿について、受付と保存先の記載しかなく、必要となる経過欄の記載が未記入のものが見られました。記載方法を統一化し、処理経過まで分かるようしっかり記載してください。

(3) 各課の事務事業

① 総務課

防災対策事業について、広報に防災コーナーを設けて2ヶ月に1回の割合で掲載を考えているということですが、町民への情報提供手段の一つとして実施をお願いいたします。

次に窓口対応についてですが、先日、町民の一人から不満の声を聞きました。職員一人の対応によって役場全体のイメージが変わります。接遇研修や個別指導などにより窓口サービス向上を心掛けていただきたいと思えます。

② 企画広報課

広報担当課として町相談業務（法律相談、人権行政相談、心配ごと相談など）の広報について必要な人に情報が届くよう各課と連携したわかりやすい情報提供を望みます。

③ 住民課

マイナンバーカードを保険証として利用するための手続について、どのようにしたらよいのかわからない人が多いと思えます。広報の一面ではなく、別口でチラシをつくるなど、何か方法を考えて、丁寧な案内と対応をお願いします。

次に国民健康保険税についてですが、税率改正は、滞納状況等も踏まえて検討をお願いします。

また、健康診断は、病気の早期発見や医療費の抑制にもつながることから新型コロナウイルス感染の影響が縮小した際には、再び受診率向上に努めることを望みます。

④ 福祉健康課

新型コロナウイルス感染症対策の業務については、いろいろなことがあり大変だったと思います。昨年度の時間外勤務は非常に多く、体調管理が心配になりました。今年度は、係を新設し職員を増員するなどの改善が見られますが、今後も課員の健康管理に気を付けていただきたいと思います。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種について、職員の事務負担に配慮しつつ今後も接種率向上に努めてください。

民生委員・児童委員の活動内容について、町民への周知、活用してもらうための広報が少ないように感じます。本当に困っている人が、気軽に利用できるよう町民への広報について検討してください。

⑤ 都市環境課

有害鳥獣の駆除について、被害の情報は産業観光課、駆除を都市環境課で分けて行っていることに疑問を感じます。駆除する側も被害状況を把握していることが必要であるため同一の業務は一本化することが望ましいと思います。

⑥ 教育課

各施設の利用者数について、近年は新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、施設も老朽化しており何の工夫もないままでは利用者の減少が見込まれます。今後は更に工夫をして利用者を増やせる努力をお願いします。

また、学校教育について、ある町で一つの教科に力を入れ、成果を出している番組を見ました。一宮町でも工夫して何か一つの教科で抜きん出るような独自のものを取り入れることに期待します。

9. おわりに

未だ猛威を振るう新型コロナウイルスの対応等で事務量が増える中、業務にあたられている職員には大変な苦労があると思います。それにも関わらず創意工夫により事業の執行にあたっていることに感謝を申し上げます。また、新型コロナウイルスにより事業中止も余儀なくされることもあります。引き続き町の発展のため努力していただけますようお願いいたします。